

一般社団法人日本健康相談活動学会 役員候補者の選出に関する規程

(理事候補者の選出)

第1条 定款第27条による理事の選任のための候補者選出にあたっては、理事会で審議し承認された選挙管理委員からなる選挙管理委員会を設ける。

(理事選挙有権者及び被選挙権者の資格)

第2条 理事選挙有権者は、定款第7条に定める会員で、選挙実施時における前年度の会費を納入した会員とする。

2 被選挙権者は、選挙実施前年度を含み継続して3年以上会費を納入している会員とする。

(役員の数と任期)

第3条 定款第26条に定める役員構成及び定数は、次のとおりとする。

(1) 理事 10名程度

(2) 監事 2名程度

2 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとし、原則として連続3期までは再任を妨げない。

3 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(役員候補者の選出の手続き)

第4条 理事は、被選挙権者のうちより、所属ブロック別に会員の選挙によって選出する。

2 所属ブロック区分は、「北海道・東北」、「関東」、「中部」、「近畿」、「中国・四国」、「九州」の6ブロックとし、各都道府県の所属ブロックについては、別表の通りとする。

3 ブロック別理事定数は、ブロック別選挙有権者の会員数の比率に応じて定める。

4 理事選挙で同票であった場合は、会員歴が長い順に決定する。

5 理事長は、理事会の決議により互選で選出する。

6 選出された理事長は、監事及び推薦理事を推薦し、理事会で承認を得たのち、定期社員総会で承認を得る。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則) この規程は、2024年4月19日に制定し、同日より施行する。

【別表】

- ・北海道・東北……北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
- ・関東……茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
- ・中部……新潟、富山、石川、福井、静岡、長野、愛知、岐阜、三重
- ・近畿……滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
- ・中国・四国……岡山、広島、鳥取、島根、山口、徳島、高知、愛媛、香川
- ・九州……福岡、長崎、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄